

平成18年田村市議会第2回臨時会会議録

(第1号)

○会 議 月 日 平成18年11月24日(金曜日)

○出 席 議 員 (25名)

議 長 宗 像 公 一

1 番	樽 井 義 忠 議 員	2 番	大 和 田 博 議 員
3 番	菊 地 武 司 議 員	4 番	遠 藤 正 徳 議 員
5 番	橋 本 賢 議 員	6 番	先 崎 温 容 議 員
7 番	菅 野 善 一 議 員	8 番	白 石 治 平 議 員
9 番	吉 田 豊 議 員	10 番	長 谷 川 元 行 議 員
11 番	半 谷 理 孝 議 員	12 番	柳 沼 博 議 員
13 番	橋 本 紀 一 議 員	14 番	石 井 市 郎 議 員
15 番	佐 久 間 金 洋 議 員	16 番	猪 瀬 明 議 員
17 番	松 本 熊 吉 議 員	18 番	橋 本 文 雄 議 員
19 番	村 越 崇 行 議 員	20 番	佐 藤 忠 議 員
21 番	箭 内 仁 一 議 員	22 番	秋 元 正 登 議 員
24 番	石 井 忠 治 議 員	25 番	本 田 仁 一 議 員

○欠 席 議 員 (1名)

23 番 安 藤 嘉 一 議 員

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	富 塚 宥 暲	助 役	鹿 俣 潔
収 入 役	村 上 正 夫	総 務 部 長	相 良 昭 一
企 画 調 整 部 長	郡 司 健 一	生 活 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	秋 元 正 信
産 業 建 設 部 長	塚 原 正	総 務 部 参 事 兼 総 務 課 長	佐 藤 健 吉

総務部財政課長	助川弘道	企画調整部参事 兼観光交流課長	白土哲二
生活福祉部参事 兼保健課長	加藤与市	産業建設部参事 兼産業課長	坂本謹威知
教育委員会 委員長	渡辺徹	教育委員会 委員長	白岩正信
教育委員会 教育次長	宗像泰司	教育委員会 教育総務課長	鈴木喜治
水道事業所長	助川俊光		

○事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	総務課長	渡辺新一
主任主査	斎藤忠一	主事	渡辺誠

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 19号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第103号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第104号 田村市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第105号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第106号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第107号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第108号 平成18年度田村市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第109号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算

(第3号) について

日程第12 議案第110号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算

(第3号) について

日程第13 議案第111号 平成18年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予

算(第2号) について

日程第14 議案第112号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号) について

日程第15 議案第113号 平成18年度田村市授産場事業特別会計補正予算(第

2号) について

日程第16 議案第114号 平成18年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第

2号) について

日程第17 議案第115号 平成18年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予

算(第2号) について

日程第18 議案第116号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算(第2号)

について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時25分 開会

○議長(宗像公一) 皆さん、おはようございます。

出席、御苦勞さまでございます。

会議規則第2条の規定による欠席の届出者は、23番安藤嘉一君であります。

ただいまの出席議員数は25名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成18年田村市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程(第1号)のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宗像公一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により、会議録署名議員に5番橋本 賢君、6番先崎温容君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（宗像公一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員会において協議をいたしておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めることにいたします。議会運営委員長先崎温容君。先崎議会運営委員長。

（議会運営委員長 先崎温容 登壇）

○議会運営委員長（先崎温容） 先ほど、議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

会期は本日1日といたします。

本日の日程は、会議録署名議員の指名、会期の決定及び諸般の報告を行った後、承認第19号から議案第116号までの15の議案を一括上程し、それぞれ市長から提案理由の説明を求め、議案の審議を行って閉会する予定であります。

以上で報告を終わります。

○議長（宗像公一） ただいま議会運営委員長から報告がありました。

議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期等につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とすることに決しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（宗像公一） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため出席を求めたところ、お手元に配付のとおり出席する旨の報告がありましたので報告いたします。

日程第4 承認第19号から日程第18 議案第116号まで

○議長（宗像公一） 日程第4、承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについてから、日程第18、議案第116号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの15件を一括上程いたします。

この際、職員をしての議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 本日、平成18年田村市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御出席を賜りまことにありがたく、厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので御報告を申し上げますほか、議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例など、条例の一部改正及び各会計の補正予算など15件の議案等を御提案申し上げましたが、議案の御説明に先立ち御礼を申し上げます。

去る11月19日開催の第18回ふくしま駅伝大会に田村市として2回目の参加でありましたが、総合で5位、市の部も5位と昨年よりも順位を上げることができました。選手の皆さんの頑張り、それを支えていただきました御家族の御協力に心から敬意と感謝を申し上げますとともに、議員皆様の応援に対しまして厚く御礼申し上げます。

それでは、議案等の大要について御説明申し上げます。

承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度田村市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本案は、前知事の辞職により10月26日告示、11月12日投票で福島県知事選挙が行われることに伴いまして、平成18年10月11日付をもって地方自治法第179条第1項の規定に基づき議会を招集するいとまがなかったので専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に2,526万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億1,652万6,000円に定めたものであります。

次に、国、県の勧告の内容について申し上げます。国においては、本年8月8日の人事

院勧告にて、月給は民間との格差が極めて小さいこと、さらに賞与についても民間の年間支給割合4.43月分が公務員の年間支給月数4.45月とおおむね均衡していることから、改定を見送ることとなりました。一方、福島県人事委員会では本年10月5日の勧告において、比較対象企業規模を従来の100人以上から50人以上に変更されての比較調査の結果、期末手当については0.05月分の格差があることから、これを12月支給の期末手当において引き下げる勧告がなされたところであります。田村市といたしましては、民間との格差を考慮いたし、福島県人事委員会の勧告に準じて改正しようとするものであります。

それでは、議案第103号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

12月支給の期末手当に係る支給割合を0.05カ月分引き下げて1.7カ月分にしようとするものであります。

次に、議案第104号 田村市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第105号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましても、12月支給の期末手当に係る支給割合を0.05カ月分引き下げて1.7カ月分にしようとするものであります。

次に、議案第106号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

一般職員の給与についても、期末手当については民間との比較において0.05月分の格差があることから、現行の12月支給の期末手当の支給割合を0.05カ月分引き下げて1.55カ月分にしようとするものであります。

次に、議案第107号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第116号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、福島県人事委員会勧告に準じた条例改正に伴う議会議員及び市長等特別職並びに職員の報酬、給料、職員手当、共済費に係る人件費のみの補正予算であります。

以上、本臨時会に御提案申し上げました議案等の大要について御説明申し上げましたが、それぞれの案件につきましては所管の部長等より補足して御説明いたします。

どうぞ慎重御審議の上、御承認、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宗像公一） これをもって提案理由の説明を終わります。

承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に対し総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度田村市一般会計補正予算（第3号）について補足して御説明を申し上げます。

第3号の予算書の説明書4ページをお開き願います。事項別明細書について御説明を申し上げます。

まず歳入であります。第15款県支出金に2,526万9,000円を追加いたしました。これは、県知事選挙委託金であります。

次に、歳出の5ページをお開き願います。第2款総務費に2,537万円を追加いたしました。内訳につきましては、県知事選挙に伴う投票所35カ所、開票所1カ所に係る管理者、立会人、選挙事務従事職員の報酬、職員手当、さらにはポスター掲示場270カ所の設置及び選挙事務に必要な消耗品、備品購入費などあります。第14款予備費を10万1,000円を減額いたしました。

以上、補足説明といたします。

○議長（宗像公一） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

○議長(宗像公一) 議案第103号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

○総務部長(相良昭一) 議案第103号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

第5条第2項の改正につきましては期末手当の額に係る規定であります。12月の支給割合を「100分の175」から0.05引き下げまして「100分の170」にしようとするものであります。

なお、施行期日につきましては12月1日から施行しようとするものであります。

以上、補足説明といたします。

○議長(宗像公一) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第103号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宗像公一） 議案第104号 田村市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 議案第104号 田村市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

第2条第2項の改正につきましては給与に係る規定であります。期末手当の12月支給割合を「100分の175」から0.05引き下げまして「100分の170」にしようとするものであります。

なお、施行期日につきましては12月1日から施行しようとするものであります。

以上、補足説明といたします。

○議長（宗像公一） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第104号 田村市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宗像公一) 議案第105号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

○総務部長(相良昭一) 議案第105号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明を申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

第3条第2項の改正につきましては、市長、助役、収入役の給与に係る規定であります。が、期末手当の12月の支給割合を「100分の175」から0.05引き下げまして「100分の170」にしようとするものであります。

なお、施行期日につきましては12月1日から施行しようとするものであります。

以上、補足説明といたします。

○議長(宗像公一) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第105号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宗像公一） 議案第106号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 議案第106号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明を申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。

第27条第2項の改正につきましては一般職員の期末手当の額に係る規定であります。12月の支給割合を「100分の160」から0.05引き下げまして「100分の155」にしようとするものであります。また、同条第3項の改正は、再任用職員に対しても「100分の85」から0.05引き下げまして「100分の80」にしようとするものであります。

なお、施行期日につきましては12月1日から施行しようとするものであります。

以上、補足説明といたします。

○議長（宗像公一） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第106号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宗像公一) 議案第107号 平成18年度田村市一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

○総務部長(相良昭一) 議案第107号 平成18年度田村市一般会計補正予算(第4号)について、補足して御説明を申し上げます。

予算の説明書4ページ、事項別明細書をお開き願います。

今回の補正につきましては、福島県人事委員会勧告に準じた田村市職員の給与に関する条例を初め、給与関係条例の一部改正に伴う職員等の人件費のみの補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額を変えずに、各款の職員人件費などを補正しようとするものであります。

内容といたしましては、議会議員及び市長等特別職並びに職員の期末手当支給割合の引き下げにより、期末手当等及び共済費、さらに各特別会計人件費の補正による各会計への繰出金を調整した結果、一般会計全体として1,270万4,000円が減額となりましたので、その減額分を予備費に追加するものであります。

以上、補足説明といたします。

○議長(宗像公一) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第107号 平成18年度田村市一般会計補正予算(第4号)については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宗像公一) 議案第108号 平成18年度田村市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長(秋元正信) 議案第108号 平成18年度田村市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、補足して御説明を申し上げます。

予算の説明書22ページ、事項別明細書をお開き願いたいと思います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から7万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,226万6,000円にしようとするものであります。

歳入の第7款繰入金7万7,000円の減額につきましては、一般会計繰入金であります。

次に、歳出、23ページをお願いいたします。第1款総務費4万3,000円並びに第7款諸支出金3万4,000円の減額は、一般会計と同様に給与改定に伴う職員人件費の減額であり

ます。

以上、補足説明といたします。

○議長（宗像公一） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第108号 平成18年度田村市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宗像公一） 議案第109号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対し、産業建設部長から補足説明を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 議案第109号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、補足して御説明を申し上げます。

予算の説明書30ページ、事項別明細書をお開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を変えずに歳出補正をしようとするものであ

ります。第1款総務費4万5,000円は、一般会計と同様に給与改定に伴う職員人件費を減額し、第4款予備費に4万5,000円を追加するものであります。

以上、補足説明といたします。

○議長（宗像公一） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第109号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宗像公一） 議案第110号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対し、企画調整部長から補足説明を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 議案第110号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第3号）について、補足して御説明を申し上げます。

予算の説明書36ページ、事項別明細書をお開き願います。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額を変えずに歳出予算の補正をしようとするものであります。第1款観光事業費4万6,000円の減額は、一般会計と同様に給与改定に伴う職員人件費の減額で、第4款予備費に4万6,000円を追加しようとするものであります。

以上、補足説明といたします。

○議長（宗像公一） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第110号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第3号）については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宗像公一） 議案第111号 平成18年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対し、産業建設部長から補足説明を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 議案第111号 平成18年度田村市農業集落排水事業特別会計補

正予算（第2号）について、補足して御説明を申し上げます。

予算の説明書43ページ、事項別明細書をお開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から2万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,055万2,000円にしようとするものであります。

歳入の第3款繰入金2万2,000円の減額は、一般会計の繰入金であります。

歳出44ページ、第1款総務費の2万2,000円の減額は、一般会計と同様、給与改定等に伴う職員人件費の減であります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（宗像公一） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第111号 平成18年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宗像公一） 議案第112号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算（第

2号) についてを議題といたします。

本案に対し、産業建設部長から補足説明を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長(塚原 正) 議案第112号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、補足して御説明を申し上げます。

予算の説明書52ページ、事項別明細書をお開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から11万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,920万8,000円にしようとするものであります。

歳入の第3款繰入金11万6,000円の減額は、一般会計繰入金であります。

歳出53ページ、第1款下水道管理費2万円及び第2款下水道建設費9万6,000円の減額は、一般会計と同様、給与改定等に伴う職員人件費の減であります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長(宗像公一) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第112号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宗像公一） 議案第113号 平成18年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 議案第113号、平成18年度田村市授産場事業特別会計補正予算
（第2号）について、補足して御説明を申し上げます。

予算の説明書の61ページ、事項別明細書をお開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から9万1,000円を減額いたしまして、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,394万8,000円にしようとするものであります。

歳入の第3款繰入金9万1,000円の減額につきましては、一般会計繰入金であります。

次に、歳出でございます。62ページの第1款授産場費9万1,000円は、一般会計と同様、
給与改定等に伴う職員人件費の減額であります。

以上、補足説明といたします。

○議長（宗像公一） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第113号 平成18年度田村市授産場事業特別会計補
正予算（第2号）については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略した
と思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決
定しました。

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宗像公一） 議案第114号 平成18年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 議案第114号 平成18年度田村市診療所事業特別会計補正予算
（第2号）について、補足して御説明を申し上げます。

予算の説明書の70ページ、事項別明細書をお開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から31万9,000円を減額いたしまして、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,869万9,000円にしようとするものであります。

歳入の第5款繰入金31万9,000円の減額につきましては、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出の71ページの第1款総務費31万9,000円は、一般会計と同様に給与改定等に
伴う職員人件費の減額であります。

以上、補足説明といたします。

○議長（宗像公一） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第114号 平成18年度田村市診療所事業特別会計補
正予算（第2号）については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略した
いと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決
定しました。

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宗像公一) 議案第115号 平成18年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長(秋元正信) 議案第115号 平成18年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算(第2号)について、補足して御説明を申し上げます。

予算の説明書79ページ、事項別明細書をお開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から4万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,448万4,000円にしようとするものであります。

歳入の第1款分担金及び負担金1万円の減額につきましては、関係団体の負担金であります。第2款繰入金3万4,000円の減額につきましては、介護保険特別会計繰入金でございます。

次に、歳出80ページの第1款介護認定審査会費4万4,000円の減額につきましては、一般会計と同様に給与改定等に伴う職員人件費の減額であります。

以上、補足説明といたします。

○議長(宗像公一) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第115号 平成18年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算(第2号)については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宗像公一) 議案第116号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案に対し、水道事業所長から補足説明を求めます。助川水道事業所長。

○水道事業所長(助川俊光) 議案第116号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算(第2号)について、補足して御説明申し上げます。

予算説明書85ページをお開き願います。

予算第3条で定めました収益的収入及び支出であります。収入、支出ともに15万6,000円を減額し、その総額を3億8,004万円に定めようとするものであります。

収入の営業外収益15万6,000円の減額は、一般会計補助金の減であります。

支出の営業費用15万6,000円は、一般会計と同様、給与改定に伴う職員人件費の減額であります。

以上、補足説明といたします。

○議長(宗像公一) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第116号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算(第2号)については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宗像公一) 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、市長より発言があれば、これを許します。富塚市長。

○市長(富塚宥暲) 本臨時会に御提案申し上げました15件の全議案につきまして、御承認、御議決を賜り、まことにありがとうございました。

これら執行に当たりましては、議会議員の皆様の意を体し対応してまいる所存でありますので、今後とも議会議員の皆様の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長(宗像公一) どうも御苦勞さまでした。

これにて平成18年田村市議会第2回臨時会を閉会といたします。

御苦勞さまでございました。

午前11時09分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年11月24日

議 長 宗 像 公 一

署名議員 橋 本 賢

同 先 崎 温 容